

第6期

川崎市分別収集計画

平成22年7月

川崎市環境局

目 次

1	計画策定の意義.....	1
2	計画の基本的方向.....	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）.....	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）.....	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）.....	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）.....	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みの算定方法.....	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）.....	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）.....	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）.....	10
13	その他の事項.....	11

1 計画策定の意義

経済の発展に伴い、生活の利便性や物質的な豊かさを手にする反面、地球温暖化や資源の枯渇化など様々な環境問題が顕在化している。廃棄物の分野においても、排出量の増加による環境への負荷の増大や埋立処分場の逼迫など様々な問題が生じているところである。こうした問題を解決するためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルや社会経済システムから脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至る過程で効率的な利用やリサイクルを推進することにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を構築することが急務となっている。

本市においては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の分別収集の取組を順次進めてきたところであるが、ごみ焼却量が減少するなど一定の成果が得られているものの、ここ数年、資源化量が伸び悩むなど、「循環型社会」の構築に向けた新たな施策展開が必要となっている。

こうしたことから、平成21年4月に「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念とした川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）を改定し、今後5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにするとともに、カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）に基づく地球温暖化対策に係る取組を加え、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と協力のもとごみの発生抑制とリサイクルの推進を図ることとしている。

本計画は、川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制を図るとともに、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物の一層のリサイクル推進に向け、市民・事業者・行政の役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針と具体的な推進方策を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の排出の抑制を図り、環境への負荷が少ない「循環型社会」の構築を目指すものである。

2 計画の基本的方向

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に掲げる次の基本方針のもとに、施策の展開を図るものとする。

(1) 限りなくごみをつくらない社会を創ること

循環型社会を構築するため、一人ひとりがごみを発生させない、排出しないという生活様式を追及し、また、それを実践することによって、限りなくごみをつくらない社会を創る。

(2) 市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと

環境への負荷を低減し、地域の生活環境を守り安心して住めるまちをつくるため、市民・事業者・行政がごみの減量・リサイクルの推進に向けたそれぞれの役割を担い、お互いが信頼し協力し合える関係を築く。

(3) 市民の健康的で快適な生活環境を守ること

環境負荷の低減を図る取組を推進することにより、何よりも優先して市民の健康的で快適な生活環境を守る。

3 計画期間

本計画は、平成23年4月を始期とする5年間を計画期間（平成23年4月～平成28年3月）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色の瓶、茶色の瓶、その他の色の瓶、紙パック、段ボール、ペットボトル及びプラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

年 度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人 口（人）		1,432,320	1,442,340	1,452,360	1,462,380	1,472,400
缶類	スチール缶 （鋼製容器包装）	5,621	5,641	5,641	5,676	5,727
	アルミ缶 （アルミニウム製容器包装）	2,318	2,326	2,326	2,341	2,362
	小 計	7,939	7,967	7,967	8,017	8,089
ビン類	無 色	7,291	7,316	7,206	7,250	7,316
	茶 色	4,121	4,135	4,073	4,098	4,135
	その他の色	3,684	3,697	3,640	3,663	3,695
	小 計	15,096	15,148	14,919	15,011	15,146
紙類	紙 パ ッ ク （飲料用紙製容器）	3,384	3,396	3,377	3,398	3,429
	段 ボ ール	9,399	9,434	9,380	9,440	9,525
	その他の紙 （紙製容器包装）	11,542	11,585	11,519	11,592	11,697
	小 計	24,325	24,415	24,276	24,430	24,651
プラスチック類	ペットボトル	6,392	6,415	6,379	6,419	6,477
	プラスチック製容器包装 （うち白色トレイ）	26,318	26,415	26,265	26,431	26,670
	小 計	34,214	34,339	34,145	34,360	34,671
	合計排出量	81,574	81,869	81,307	81,818	82,557

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため次の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携する。

方策(事業名)	事業内容	効果等
1 資源集団回収事業 (奨励金制度) (報償金制度)	<p>地域のリサイクル活動として、町内会・自治会及びPTA等が取り組んでいる資源集団回収活動を奨励するため、回収量1キログラム当たり3円の奨励金を交付している。</p> <p>また、回収業者に対して集団回収事業の拡充及び回収業者の支援のため、回収量1キログラム当たり1円の報償金を交付している。</p> <p>なお、資源集団回収の拡充のため、回収業者の育成と資質の向上を目的に川崎市資源集団回収事業連絡協議会を設置し、補助金を交付し支援している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団回収量 平成18年 51,519t 平成19年 54,431t 平成20年 50,804t 平成21年 47,474t ● 実施団体登録数(H22.4) 1,197団体 ● 登録回収業者数(H22.4) 108業者
2 リサイクルコミュニティセンター及びリサイクルビレッジの運営	<p>【橘リサイクルコミュニティセンター】 地域のリサイクルコミュニティの拠点として開設され、情報コーナー・実践コーナー・学習コーナー・リサイクル家具展示コーナーを設置している。</p> <p>【リサイクルビレッジ】 (王禅寺、堤根の2箇所) 粗大ごみの中から再利用出来る品物を展示し、希望者に抽選で無料提供する施設を運営している。</p> <p>【不利用品交換情報誌「エコー」の発行】 再利用品交換の橋渡しをする情報誌を毎月発行している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 橘RCの平成21年度実績 ・展示コーナー 入場者数 14,234人 展示数 480点 ・体験学習コーナー エコぞうり教室等 128回 ● ビレッジの平成21年度実績 入場者数 1,270人 展示数 240点 ● 「エコー」の発行(平成21年度) 毎月 6,000部発行 配布先 区役所等 94箇所
3 フリーマーケットの開催	<p>ごみの減量化・リサイクルへの取組を啓発するとともに、家庭の不要品を再利用する目的で実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催回数(平成21年度) 1回
4 適正包装の推進指導	<p>中元・歳暮時期の年2回、デパート・スーパー・商店会等に対し過剰包装の自粛に向けた協力を要請している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 配布先(平成21年度) 約 1,600 店舗
5 リサイクルエコショップの認定	<p>環境への影響に配慮し、廃棄物の再利用に積極的に取り組む商店・商店街等をリサイクルエコショップとして認定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定店舗(平成21年度) 221店舗(1商店街含む)
6 社会科副読本「くらしとごみ」の作成	<p>環境教育の一環として、市内の小学3、4年生を対象に社会科副読本「くらしとごみ」を作成配布し、廃棄物事業やごみ減量化・リサイクルの大切さの理解を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学生用 13,720冊 ● 教員用手引き 580冊 (平成21年度)

方策(事業名)	事業内容	効果等
7 「ごみと資源物の分け方・出し方ハンドブック」の作成	ごみの減量やリサイクルの推進に向けた普及啓発を推進するとともに、ごみの出し方のルール・マナーの徹底を図るため、分別収集の日程等を記載した「ごみと資源物の分け方・出し方ハンドブック」を作成し、全戸に配布している。	● 800,000枚(平成21年版)
8 ごみ減量学習プランの推進	ごみ問題に意欲と関心のある市民の方々と連携しながら、さまざまな環境教育や環境学習の場の拡大を図る。 【出前ごみスクール】 小学校などでごみの減量リサイクルの体験学習を行う。 【ふれあい出張講座】 自治会や町内会などのイベントで体験学習などを行う。 【エコ・クッキング】 ごみの発生しない料理方法について体験学習などを通じ普及を図る。	● 今後の予定 【出前ごみスクール】 平成19年度実施 51校 平成20年度実施 58校 平成21年度実施 78校 【ふれあい出張講座】 平成19年度実施 32団体 平成20年度実施 48団体 平成21年度実施 50団体 【エコ・クッキング】 平成21年度実施 5回 平成22年度 7回実施予定
9 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の策定	家庭系ごみの中で高い比率を占める生ごみについて減量、リサイクルを促進するため、小学校などのモデル事業を実施しながら、平成19年2月、当市の地域特性に即した「かわさき生ごみリサイクルプラン」を策定した。	
10 グリーン購入の促進	ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への不可の少ない製品を積極的に購入し利用するグリーン購入の拡大に向けた普及啓発を促進する。 川崎市グリーン購入推進方針に基づいて、市自らがグリーン購入を促進する。	

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	分別収集の実施時期				
		23	24	25	26	27
スチール缶 (鋼製容器包装)	空き缶					
アルミ缶 (アルミニウム製容器包装)						
無色の瓶	空き瓶					
茶色の瓶						
その他の色の瓶						
紙パック (飲料用紙製容器)	紙パック					
段ボール	段ボール					
ペットボトル	ペットボトル					
プラスチック製容器包装 (ペットボトルを除く)	プラスチック製 容器包装					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

年度	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
スチール缶 (鋼製容器包装)	5,621		5,641		5,641		5,676		5,727	
アルミ缶 (アルミ製容器包装)	2,318		2,326		2,326		2,341		2,362	
小計	7,939		7,967		7,967		8,017		8,089	
無色の瓶	(合計) 5,349		(合計) 5,370		(合計) 5,384		(合計) 5,417		(合計) 5,467	
	(引渡) 0	(独自) 5,349	(引渡) 0	(独自) 5,370	(引渡) 0	(独自) 5,384	(引渡) 0	(独自) 5,417	(引渡) 0	(独自) 5,467
茶色の瓶	(合計) 3,023		(合計) 3,035		(合計) 3,043		(合計) 3,062		(合計) 3,090	
	(引渡) 0	(独自) 3,023	(引渡) 0	(独自) 3,035	(引渡) 0	(独自) 3,043	(引渡) 0	(独自) 3,062	(引渡) 0	(独自) 3,090
その他の色の瓶	(合計) 2,703		(合計) 2,712		(合計) 2,719		(合計) 2,737		(合計) 2,761	
	(引渡) 2,703	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 2,712	(引渡) 0	(独自) 2,719	(引渡) 0	(独自) 2,737	(引渡) 0	(独自) 2,761
小計	(合計) 11,075		(合計) 11,117		(合計) 11,146		(合計) 11,216		(合計) 11,318	
	(引渡) 0	(独自) 11,075	(引渡) 0	(独自) 11,117	(引渡) 0	(独自) 11,146	(引渡) 0	(独自) 11,216	(引渡) 0	(独自) 11,318
紙パック (飲料用紙製容器)	26		26		27		27		28	
段ボール	7,634		7,778		7,922		8,066		8,210	
ペットボトル	(合計) 4,604		(合計) 4,622		(合計) 4,634		(合計) 4,663		(合計) 4,704	
	(引渡) 1,151	(独自) 3,453	(引渡) 2,311	(独自) 2,311	(引渡) 2,317	(独自) 2,317	(引渡) 2,332	(独自) 2,331	(引渡) 2,352	(独自) 2,352
プラスチック製容器包装 (ペットボトルをのぞく)	(合計) 5,810		(合計) 6,384		(合計) 16,547		(合計) 16,651		(合計) 16,800	
	(引渡) 5,810	(独自) 0	(引渡) 6,384	(独自) 0	(引渡) 16,547	(独自) 0	(引渡) 16,651	(独自) 0	(引渡) 16,800	(独自) 0
合計	(合計) 37,088		(合計) 37,894		(合計) 48,243		(合計) 48,640		(合計) 49,149	
	(引渡) 6,961	(独自) 30,127	(引渡) 8,695	(独自) 29,199	(引渡) 18,864	(独自) 29,379	(引渡) 18,983	(独自) 29,657	(引渡) 19,152	(独自) 29,997

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= 1人1日あたり排出量 \times 組成比率 \times 人口 \times 年間日数 \times 協力度$$

(紙パック・段ボール以外の品目)

- ・組成比率は平成20年度調査結果をもとに設定
- ・協力度は過去の分別収集開始時の実績をもとに設定

紙パックと段ボールの量の見込み

$$= \text{当該年度資源集団回収推計（総量）} \times \frac{\text{平成20年度資源集団回収実績（品目別）}}{\text{平成20年度資源集団回収実績（総量）}}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール缶	空き缶	市及び民間業者による収集運搬	民間業者
アルミ缶			
無色の瓶	空き瓶	市及び民間業者による収集運搬	民間業者
茶色の瓶			
その他の色の瓶			
紙パック (飲料用紙製容器)	紙パック	住民団体による集団回収 及び公共施設拠点回収	民間業者
段ボール	段ボール	住民団体による集団回収	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	市及び民間業者による収集運搬	民間業者
プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）	プラスチック製容器包装	民間業者による収集運搬	民間業者

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
スチール缶	空き缶	透明・半透明ポリ袋 (ペットボトルと一括)	ロードパッカー車	資源化処理施設 ・ 空き缶 ・ ペットボトル
アルミ缶				
無色の瓶	空き瓶	空き瓶収集容器	平ボディー車	(選別圧縮設備) ・ 空き瓶 (手選別・自動色選別設備)
茶色の瓶				
その他の色の瓶				
ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明ポリ袋 (空き缶と一括)	ロードパッカー車	
プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）	プラスチック製容器包装	透明・半透明ポリ袋	ロードパッカー車 (圧縮車)	プラ選別・圧縮梱包施設

※紙パック、段ボールは資源集団回収制度を活用し、既存民間業者の施設を利用する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

容器包装リサイクル法における分別収集の実施方策は、前述のとおりであるが、次のような関連の方策についても実施している。

（1）川崎市環境審議会の運営

審議会は、「川崎市環境基本条例」に基づき市民（団体代表、公募）・学識経験者による、30名以内の委員で構成され、諮問に応じて審議を行う。

なお、廃棄物の処理及び再生利用等に関する重要事項については、廃棄物部会において調査審議する。

（2）川崎市廃棄物減量指導員制度

「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に基づき、平成6年4月に「川崎市廃棄物減量指導員」制度を設けた。

指導員は、ごみの減量や資源化の推進に向けた地域のリーダー役及び市とのパイプ役として活動しており、現在約1,650名である。

（3）分別収集拡充に向けた準備

分別収集をより一層進めるため、月曜から土曜までの6日間のうち、3日間を普通ごみ、残りの3日間で資源物を収集する体制とし、今後の分別収集拡充に向けた準備を行っている。

（4）川崎市ごみ減量推進市民会議の運営

ごみ減量の取組を市民と協同して推進することを目的として、市民、廃棄物減量指導員、事業者、専門家などから構成される「川崎市ごみ減量推進市民会議」を設置し、運営している。

（5）ミックスペーパーの分別収集

資源の有効利用と環境負荷の低減を図ることを目的として、紙パック（飲料用紙製容器）、段ボール以外の紙製容器包装と、通常古紙として再生されない感熱紙、コーティング紙や窓付き封筒などの難再生古紙を含む紙類（ミックスペーパー）について、平成23年3月に全市収集を行う。

13 その他の事項

紙製容器包装を含むミックスペーパーの収集について以下のとおり計画するものとする。

(1) ミックスペーパーの収集見込み量

(単位：t／年)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ミックスペーパー	15,716	18,641	21,386	21,522	21,716
(うち紙製容器包装)	(6,664)	(7,904)	(9,068)	(9,125)	(9,208)